# この資料は、次の自動車の説明資料です。

軽自動車

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お手続き

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

番号変更などのお手続きにはご申請が必要です。必要な書類などは、以下のサイトをご覧ください。

○ 番号変更

○ その他のお手続き

※安曇野ナンバーに変更が必要な場合など、ご注意いただきたい点は次のページからご案内しておりますのでご確認ください。

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

## １－１　注意事項

・図柄入りナンバーおよび希望ナンバーの交付を希望される場合は、事前の予約が必要です。

※：インターネットの場合

希望番号･図柄ナンバープレート申込サービス

※：直接、ファックス、郵送

長野県自動車標板協会松本支所軽分室（予約センター）

ＴＥＬ：０２６３－８５－９３２３

・安曇野ナンバー導入後に同一ナンバー（図柄入り）への交換は交換申請により可能です。
申請先は　長野県自動車標板協会松本支所軽分室　です。

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

１－２　注意事項（つづき）

・手続の代行を依頼する場合
自動車販売店、自動車整備工場、行政書士にご相談ください。
※代行手続には手数料がかかります。
　詳しくは、依頼先にお問い合わせください。

・ご自分で手続する場合
手続や申込に必要な書類等（車検証やナンバープレート、住民票など）について、詳しくは軽自動車検査協会長野事務所松本支所（平日のみ）にお問い合わせください。

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

２－１.安曇野ナンバーが交付されるケース

## ①新規検査

新車等の「使用の本拠の位置」が安曇野エリアとなる場合
例：安曇野市を「使用の本拠の位置」とする新車の届出

**安曇野エリア**
・安曇野市、池田町、生坂村、松川村の４市町村

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

２－１.安曇野ナンバーが交付されるケース（つづき）

## ②管轄変更を伴う名義変更・住所変更の届出

安曇野エリア以外で「使用の本拠の位置」が安曇野エリアへ変更となる場合

例：長野市から安曇野市へ転居(a)

使用者A（伊那市）から使用者B（安曇野市）に車を譲渡(b)

(a) 長野 ➡ 安曇野

(b) 松本 ➡ 安曇野

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

２－１.安曇野ナンバーが交付されるケース（つづき）

## ③番号変更（「使用の本拠の位置」に変更なし）

安曇野エリアを「使用の本拠の位置」とする松本ナンバーの車を番号変更する場合

※現状の松本ナンバーと同じナンバーに変更することはできません。

松本 → 安曇野

松本 ✕ 松本

★自動車検査証に記録された使用者と所有者が相違する場合は、予め、所有者の方（自動車販売店やローン会社など）に自動車検査証の記録事項の変更に係る同意を得たうえでお手続きを行っていただく必要があります。

詳細は車両を購入した自動車販売店やローン会社等へお問い合わせください。

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

３－１.松本ナンバーから安曇野ナンバーへの変更を要しないケース

## ①安曇野エリア内での名義変更・住所変更の届出

安曇野エリア内で「使用の本拠の位置」変更があり、記録変更する場合

例：（a）安曇野市内で転居
（b）使用者C（池田町）から使用者D(安曇野市）に車を譲渡

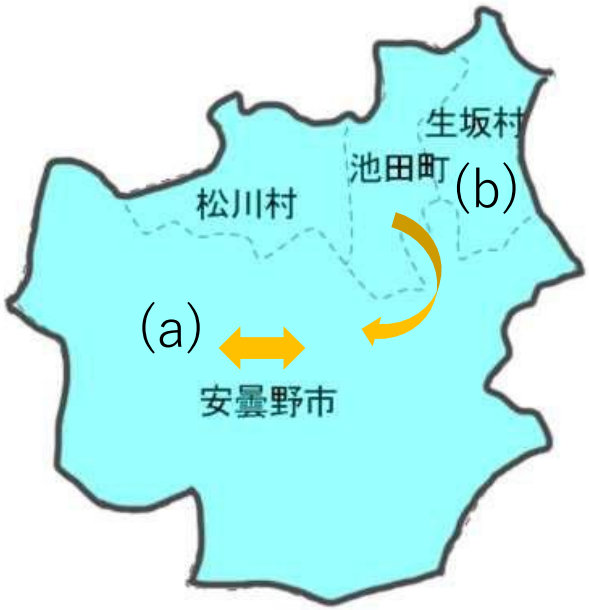


(a),(b)とも **松本** のままでもＯＫ

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

３－１．松本ナンバーから安曇野ナンバーへの変更を要しないケース

## ②安曇野エリア内から他の松本ナンバー地域への名義変更・住所変更の届出

例：安曇野市から松本市へ転居

※ただし、長野ナンバー、諏訪ナンバー、南信州ナンバー地域への転居の場合は各エリアのナンバーに変更する必要があります。

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

4－1.松本ナンバーを安曇野ナンバーに変更できるケース

## ①安曇野エリア内での名義変更・住所変更の届出

安曇野エリア内で使用の本拠の位置の変更があり、記録変更と同時に安曇野ナンバーへ変更したい場合

例：(a)安曇野市内で転居

**(b)使用者E（安曇野市）から使用者F（松川村）に車を譲渡**

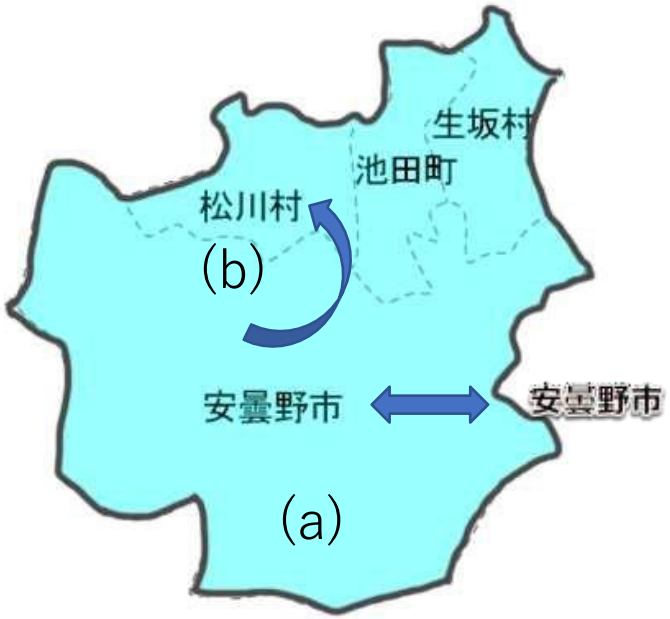


**松本** ➡ **安曇野** に変更が可能

# 各種登録申請（届出）時の手続きについて

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

５－１　.その他注意事項

・安曇野エリア内に「使用の本拠の位置」を有する『安曇野ナンバー』の車を『松本ナンバー』に変更することはできません。

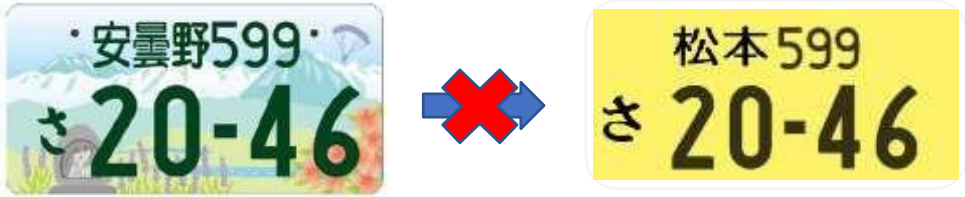

# 問い合わせ先

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

この資料の問い合わせ先

軽自動車検査協会　長野事務所松本支所

電話　050－3816－1855